

公益社団法人砂防学会 特別災害対応委員会規程

第1章 総則

(総則)

第1条 社会に影響を及ぼす土砂災害が発生した時等、学会に特別災害対応委員会を置き、公益社団法人として被災市町村や復旧事業担当行政機関への支援、また会員の砂防学の研究発展及び国土の保全、国民生活の安全に寄与するために緊急調査を実施する。

第2章 特別災害対応委員会

(目的)

第2条 委員会は、社会に影響を及ぼす土砂災害が発生した場合、大規模な森林火災や火山噴火など土砂災害をもたらす危険のある流域環境の変化や土砂移動現象が発生した場合、緊急調査の必要性や方針を審議し、緊急調査の企画を行う。また、必要に応じて、調査成果の公表や土砂災害対策の提言などについて企画する。

(委員会)

第3条 この委員会の委員長は会長が当たる。

2 副委員長は、副会長及び支部長（被災地や被災の恐れのある被災支部に限る）が当たる。

3 委員は、専務理事、総務部会長、研究開発部会長、事業部会長、編集部会長及び会長が指名するものが当たる。

4 委員会の委員長、事業部会長、当該ブロックの支部長は、委員会の開催に先立って情報収集、必要により事前調査を実施し、土砂災害等に関する情報の共有を図っておく。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(土砂災害緊急調査委員会)

第5条 特別災害対応委員会は、当該ブロックの支部長の意見を参考に、土砂災害緊急調査委員会を設置して災害調査に当たる。

2. 特別災害対応委員会は、土砂災害緊急調査委員会を設置するに際して、先遣調査を行うことができる。

3. 特別災害対応委員会は土砂災害による社会への影響（広域性・重大性）、砂防研究・技術開発としての取組の有用性等を総合的に判断して、極めて重大な災害の場合には「土砂災害緊急調査A委員会」を、重大な災害の場合には「土砂災害緊急調査B委員会」を土砂災害緊急調査委員会として設置する。

第3章 土砂災害緊急調査委員会

(委員会)

第6条 土砂災害緊急調査委員会の委員長は次に定めた者が当たり、特別災害対応委員会の承認を経て委員会を構成し、調査に当たる。

- (1) 土砂災害緊急調査A委員会は、会長が委員長に、副会長と当該ブロックの支部長が副委員長に当たるものとする。
- (2) 土砂災害緊急調査B委員会は、当該ブロックの支部長が委員長に、副会長1名が副委員長に当たるものとする。

2 委員長は、特別災害対応委員会の承認を経て土砂災害緊急調査団を構成し、調査に当たる。

(委員会の構成)

第7条 委員は、土砂災害緊急調査委員会の委員長が学会会員から当該災害事象に知識を持つ会員を指名、委嘱する。土砂災害緊急調査団長は委員長が委員の中から指名する。

2 委員の任期は委嘱を受けたときから、当該調査が終了するまでとする。

第4章 報告

(報告)

第8条 土砂災害緊急調査委員会の委員長は、調査が終了したとき、結果を理事会に報告し、成果概要書及び支出明細書を会長に提出しなければならない。

附則

- 1) 社団法人砂防学会土砂災害緊急調査委員会内規は平成25年4月1日より廃止する。
- 2) この規程は平成25年4月1日から適用する。
- 3) この規程は平成26年4月1日から適用する。
- 4) この規程は平成28年8月3日から適用する。
- 5) この規程は令和7年10月15日から適用する。